



出張報告書

令和8年5月20日

尼崎市議会議長 様

会派名 尼崎市議会 無所属議員の会
代表者氏名 池田 リナ
出張者氏名 池田 リナ
京下 島田 真緒

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和8年4月20日～22日

2 結果の概要

Table with 2 columns: 用務先 (北九州市福岡市福岡市こども家庭支援センター 熊本市 慈恵病院) and 報告事項 (部活の地域移行について, ユニバーサル都市について, 子ども家庭支援センターの役割について, こうのどりのゆりかごについて). Includes a section for 添付書類 (Outing Report Form) and 備考.

3 届出事項の変更等 [X] なし [] あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

精算額は、令和8年4月16日届け出た額(15,050円)と同一額である。
届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張報告書

日時 2026年4月20日～4月22日

出張者 池田 4 人

鷺田 真緒

報告者 鷺田 真緒

視察テーマ 北九州市における部活動地域移行(地域展開)の取組について

視察先 福岡県北九州市

視察目的・内容

全国的に少子化や教員の働き方改革が課題となる中、学校部活動の在り方が大きく見直されている。尼崎市においても部活動地域移行に向けた検討が進められていることから、先進的に取り組みを進める北九州市を視察し、制度設計、地域クラブとの連携、費用負担、指導者確保、学校施設利用等について調査を行った。北九州市では、休日部活動について段階的に縮小を進めている。令和7年9月から→第1土曜日及び翌日曜日を部活動休養日、令和8年9月から→第1・第3土曜日及び翌日曜日を休養日、令和9年9月から→休日の学校部活動を原則実施しない方針を定めており、平日の部活動については当面学校主体を維持する考えであり、完全移行ではなく段階的な展開であることが印象的でした。また、「地域移行」ではなく「地域展開」という表現を用い、学校との連携を残しながら段階的に進めている点は、現場への急激な負担を避ける意味でも現実的なアプローチであると感じました。また、この地域展開の前に実際に対象となる児童生徒、保護者、教職員にアンケートを行い、当事者の声を収集、分析し施策に反映していると感じた点も大変参考になりました。

尼崎市においても、少子化や教員の働き方改革を背景に、部活動の持続可能性が大きな課題となっている。特に、学校単位では競技人数が確保できず、単独校での活動継続が困難となる部活動が増加している。また、教員の長時間勤務是正が求められる中、休日を含めた部活動指導負担の見直しも急務となっています。一方で、尼崎市は人口密度が高く、学校グラウンドや体育館等の活動場所に限りがあることに加え、夜間活動を行うための環境整備も必要となる。そのため、市内複数校においてナイター設備整備が進められているが、全校整備ではないことから、地域間格差への配慮も必要ではないかという考えも出てきます。また、地域移行に伴う課題として、地域指導者の確保・指導の質の担保・事故時の責任所在・保護者負担増加・経済格差による活動機会の差・学校施設利用ルールの整理など、多面的な課題が存在している。さらに、部活動は単なるスポーツ・文化活動ではなく、子どもの居場所づくりや不登校予防、異学年交流、地域とのつながりといった教育的側面も担っていることから、単純な「外部化」ではなく、教育的意義をどう維持するかが重要です。

所感

今回の視察を通じて強く感じたのは、部活動地域展開は単なる「教員負担軽減策」ではなく、今後の地域コミュニティや子どもの育ちそのものをどう支えていくかという大きな社会課題であるという点である。

特に北九州市では、行政が一定の責任を持ちながら制度設計に関与し、学校・地域・民間団体が連携する形を構

築していた点が印象的であった。地域クラブ認定制度や人材バンク制度など、単なる理念ではなく実際の運営を見据えた仕組みづくりが進められており、尼崎市においても大いに参考になりました。一方で、地域によって受け皿となるスポーツ・文化資源には差があり、活動機会の地域格差や経済格差をどう是正するかは大きな課題である。特に、子どもの家庭環境によって活動参加の可否が左右されることがないよう、公的支援の在り方についても今後議論を深める必要がある。また、部活動は競技力向上のみならず、子どもたちの自己肯定感や社会性を育む重要な教育活動である。地域展開を進める中においても、子どもを中心に据えた視点を失わず、「誰一人取り残されない」環境整備を進めていくことが重要であると改めて感じました。

視察テーマ ユニバーサル都市・福岡、ユニバーサルデザインのまちづくり

視察先 福岡県福岡市

視察目的・内容

福岡市では、「ユニバーサル都市・福岡」、通称 UFC を市政の重要な考え方として位置付け、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が自由に、快適に利用・行動できるまちづくりを進めている。ユニバーサルデザインの理念を、個別施策にとどめず、市政全体を貫く共通の視点として取り入れている点が特徴。福岡市が示すユニバーサルデザインの7原則は、①公平性、②自由度、③単純性、④わかりやすさ、⑤安全性、⑥体への負担の少なさ、⑦スペースの確保である。これは、単にバリアを取り除くというバリアフリーの発想に加え、最初から誰にとっても使いやすい環境を整えるという考え方である。福岡市公式サイトでも、主な取組として、バリアフリーのまちづくり、インクルーシブな子ども広場、ベンチプロジェクト、ユマニチュード、地下鉄のユニバーサルデザイン、性的マイノリティに関する取組等が整理されています。視察では、福岡市が「生活の質」と「都市の成長」を両立させるため、都市環境そのものを持続可能で多様性に対応できるものへ変えていこうとしている点が印象的であった。自然、食文化、歴史、都市機能がコンパクトに集積する福岡市において、「住みたい・行きたい・働きたい」と感じられる都市の魅力を、ユニバーサルデザインの視点からさらに高めようとしています。

具体的な取組として、まず公共交通分野では、福岡市地下鉄におけるホームドアや案内表示、音声案内など、誰もが安心して移動できる環境整備が進められている。福岡市の地下鉄にはエスカレーター音声案内装置の設置が完了しており、今後もバリアフリー経路の充実、トイレの利便性向上、情報提供機能の強化を進めるとしている。また、道路や外出環境については、歩道のフラット化やベンチプロジェクトが進められている。福岡市資料によると、生活関連経路のバリアフリー化率は令和5年度時点で95.3%、ベンチプロジェクトでは市有地498箇所、民有地51箇所に71基のベンチが設置されている。高齢者や子育て世帯、障がいのある方にとって、移動中に休める場所があることは外出意欲に直結するため、ハード整備としても非常に実践的です。また、特に印象深かったのは、認知症施策との接続です。福岡市は認知症コミュニケーション・ケア技法であるユマニチュードの普及を進めるとともに、令和5年9月に福岡市認知症フレンドリーセンターを開設している。同センターでは、認知症の人の活躍の場づくり、本人ミーティング、家族や企業等との交流、ユマニチュード講座、ARによる認知症体験等を行っており、日中の見学者への施設案内コースも対応可能という点で幅広い年代層へのアプローチもされています。

所感

今回の視察を通じて特に感じたのは、福岡市ではユニバーサルデザインを単なる福祉施策ではなく、「都市全体の価値向上」として位置付けている点です。福岡市では、公共施設や道路整備だけではなく、地下鉄の案内表示、ベンチ設置、認知症施策、多言語対応、子どもへの教育啓発など、多様な分野を横断してユニバーサルデザインの考え方を取り入れていた。特に印象的だったのは、「特別な人のための支援」ではなく、「最初から誰もが利用しやすい環境を整える」という考え方が行政全体に浸透していることであり、そのために庁内横断的に取り組んでいると感じました。また、外国人居住者の増加や高齢化への対応についても、単に制度を整備するだけではなく、案内表示や生活ルールの周知、コミュニケーション支援、地域交流など、実際の生活場面を意識した取組が進められていた。ハード整備とソフト支援を一体的に進めている点は非常に参考になりました。特にベンチプロジェクトについては、高齢者や子育て世帯、障がいのある方にとって、外出先で「少し休める場所」があることが外出機会そのものにつながるという考え方が印象的であった。本市においても、公園や公共施設だけではなく、商店街や駅前空間など日常的な移動空間における休憩スペースの確保は重要であると感じました。さらに、福岡市地下鉄では、ホームと車両の段差・隙間を極力小さくする工夫や、音声案内、視覚的にわかりやすい表示など、移動弱者の視点に立った整備が進められていた。これは障がい者だけではなく、高齢者、ベビーカー利用者、旅行者など、結果として多くの市民の利便性向上につながっている。ユニバーサルデザインは「誰かのための特別対応」ではなく、「全員にとって使いやすいまちづくり」であることをより実感しました。

尼崎市においても、高齢化の進展、外国人住民の増加、子育て支援、多様な背景を持つ市民への対応など、多様性を前提としたまちづくりが求められている。特に本市では、南北での地域特性の違いや、公共施設更新、駅前整備、公園リニューアルなどの事業が進められている中で、単に施設を新しくするだけではなく、「誰にとっても利用しやすいか」という視点を計画段階から取り入れる必要があると感じました。また、福岡市ではユニバーサルデザインを市民啓発や学校教育にも取り入れていた。本市においても、行政だけで完結するのではなく、市民、地域団体、事業者、学校などと連携しながら、心のバリアフリーを含めた意識醸成を進めることが重要です。今回の視察を通じて、ユニバーサルデザインとは施設整備だけではなく、「誰も取り残さない」という視点をまちづくり全体に浸透させる取組であることを改めて認識した。今後の尼崎市政においても、多様な市民が安心して暮らし、訪れ、活動できるまちづくりを進める上で、大変参考となる視察でした。

出張者: 池田 リナ 新島田 真緒

報告者: 池田 リナ

2026年4月22日(水)10時~12時

視察先: 熊本県熊本市 慈恵病院 こうのとりのゆりかご

テーマ: 社会的養護を必要とする子どもたちについて

近年、誰にも頼ることができない状況の中で出産に至り、結果として子どもの命が失われる事案が全国で発生しています。特に本年4月においても短期間に複数の事案が報道されており、深刻な社会課題であると認識しています。こうした事案は特定の地域に限らず全国どこでも起こり得るものであり、尼崎市においても例外ではありません。このような背景を踏まえ、孤立した妊娠・出産に直面する女性が安全に出産し、子どもの命を守るための仕組みについて学ぶことを目的として、本視察を実施しました。

こうのとりのゆりかごは、様々な事情により自ら養育することができない保護者が、匿名で子どもを預けることができる仕組みとして設置されています。子どもの生命を守る最後のセーフティネットとして機能しており、これまで多くの子どもの命が救われてきました。また、単に子どもを受け入れるだけでなく、その後の児童相談所との連携や、里親委託、特別養子縁組へとつなぐ支援体制が整えられている点も重要です。

さらに同院では、「内密出産」にも取り組んでいます。これは、妊婦が身元を明かさずに医療機関で出産できる仕組みであり、出産前から医療的・心理的支援を受けること

が可能です。これにより、母子の安全を確保するとともに、出産後の支援へとつなげることができる体制が構築されています。

これらの取組は、子どもの遺棄や虐待の未然防止に資するだけでなく、追い詰められた母親を孤立させないという観点からも極めて重要です。制度の存在自体が、相談につながる心理的ハードルを下げる役割も果たしていると考えられます。

また、他自治体の動向として、泉佐野市では、本年度より自治体主導による同様の取組が開始されています。自治体が主体的に関与する新たなモデルであり、今後の制度設計を検討する上で注視すべき事例です。

今回の視察を通じて、子どもの命を守るためには、出産前から出産後まで切れ目のない支援体制を構築することが不可欠であると認識しました。また、支援制度からこぼれ落ちてしまうケースを前提としたセーフティネットの整備も重要です。

尼崎市においても、孤立した妊娠・出産に直面する方が安心して相談できる体制づくりが求められます。特に、匿名性や内密性に配慮した相談支援、医療機関との連携強化、出産後の養育支援へとつなぐ仕組みの検討が必要です。

加えて、子どもを自ら養育することが難しい場合の選択肢として、里親制度や特別養子縁組についての理解を広げる取組が不可欠です。これらの制度が十分に知られてい

ないことにより、適切な支援につながらないケースも想定されます。尼崎市においては、市民に対する普及啓発や相談体制の充実を図り、安心して選択できる環境を整備していく必要があります。

今後は、先進事例の動向を引き続き注視しながら、尼崎市においても実情に応じた支援のあり方を模索してまいります。赤ちゃんの遺棄を防ぎ、子どもの命を守るとともに、追い詰められた母親を孤立させない社会の実現に向けて、取組を進めていくことが重要です。

2026年4月21日(火)14時～16時

視察先:児童家庭支援センター(SOS 子どもの村支援センター)

テーマ:社会的養護を必要とするこどもたちについて

尼崎市においては、令和 8 年度に児童相談所が開設されました。子ども家庭支援体制の強化が喫緊の課題となっています。こうした背景を踏まえ、先進的に家庭支援に取り組んでいる児童家庭支援センターの実践を把握することを目的として、本視察を実施しました。

今回視察した SOS 子どもの村 JAPAN が運営する児童家庭支援センターでは、「子どもをできる限り家庭的な環境で育てる」という理念のもと、里親支援、ショートステイ事業、家庭支援事業を一体的に展開しています。特に、家庭への継続的な関わりを重視

し、問題が深刻化する前の段階から支援を行う予防的な支援体制が構築されている点に大きな特徴があります。

また、他都市の先進事例として、福岡市では里親制度の推進に積極的に取り組んでいます。行政と NPO、市民が連携した取組により、里親委託率は全国でも高い水準にあり、家庭養育を中心とした社会的養護の実現が進められています。普及啓発や出前講座など市民への働きかけも積極的に行われており、地域全体で子どもを支える仕組みが構築されています。

視察において特筆すべき点として、以下の 3 点が挙げます。第 1 に、里親制度における「チーム養育」の取組です。同センターでは、里親家庭を中心に、児童相談所や専門職、地域関係者が連携し、チームとして子どもの養育を支える体制が構築されています。この仕組みにより、里親が一人で課題を抱え込むことなく、心理的・実務的負担の軽減が図られるとともに、養育の安定性が高められています。持続可能な里親支援のモデルとして有効であると考えられます。

第 2 に、子どものショートステイ事業の柔軟な運用です。ショートステイには、児童養護施設等で受け入れる施設型と里親家庭で受け入れる里親型の 2 種類があります。同センターでは、これらを組み合わせて活用しながら、一時的に養育が困難となった家庭を支援しています。特に、ひとり親家庭の利用料が無料とされている点や、保護者の出張や就労等による一時的な不在時にも利用できる点が特徴であり、子育てと就労の両

立支援と家庭の負担軽減を通じた虐待予防の両面に効果があります。

第3に、子どもの居場所づくりの取組「あかり」です。本取組は、子どもが放課後等に安心して過ごすことができる居場所を提供するものであり、家庭や学校以外の第三の場として機能しています。特に、既存の支援制度から抜け落ちやすい子どもに対しても継続的に関わることができる点に大きな意義があります。日常的な見守りと関係構築を通じて子どもの変化を早期に把握できることから、課題の深刻化を防ぐ予防的支援としても有効です。

これらの取組は、近年の児童福祉法改正の方向性とも一致しています。国は、虐待の未然防止や家庭機能の維持・回復を重視し、子育て世帯への訪問支援等の家庭支援事業を推進しており、アウトリーチ型の継続支援を強化する方針を示しています。同センターの取組は、こうした政策を先行的に体现しているものと評価できます。

次に、尼崎市の現状と課題について整理します。尼崎市において児童相談所を設置する背景には、児童虐待相談件数の増加と支援ニーズの高度化があります。市内の児童虐待相談件数は増加傾向にあり、近年は1,000件を超える水準で推移しています。(資料)また、一時保護件数も増加しており、多くの子どもが保護を必要とする状況となっています。こうした状況は、地域における支援体制の強化の必要性を示すものです。

尼崎市ではこれまで兵庫県の児童相談所が対応してきましたが、令和8年度に市独

自の児童相談所が開設されたため、相談から一時保護、措置、自立支援までを一体的に実施することが可能となり、より迅速で切れ目のない支援が期待されます。一方で、専門人材の確保および育成、関係機関との連携体制の構築が重要な課題となります。

次に、里親制度についてです。尼崎市における里親登録数は**55世帯**、委託児童数は**35人**、里親受託率は**27.3%**です。社会的養護における家庭養育の推進に向けて、さらなる取組の強化が求められます。なお、委託児童**35人**の内訳は、市内里親への委託が**10人**、市外里親への委託が**25人**となっており、市外里親への委託割合が高い状況です。今後は、市内における里親確保や受託支援体制の充実も重要な課題です。

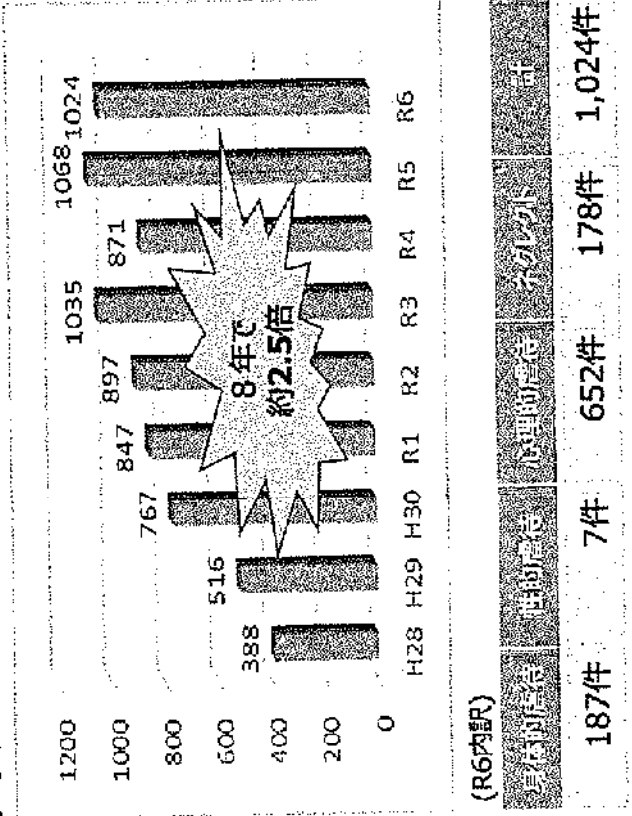
さらに、ショートステイ事業についてです。市内における受入体制および利用状況は以下のとおりであり、今後ニーズの増加が見込まれる中で、児童養護施設等で受け入れる施設型と里親家庭で受け入れる里親型の双方を含めた受入体制の拡充と柔軟な運用が課題です。実施施設数(施設型):**10施設**、受入里親数(里親型):**30世帯**
年間利用人数(延べ・施設型):**73人**、年間利用人数(延べ・里親型):**66人**です。

以上の視察を踏まえ、尼崎市においては、児童相談所の開設を契機として、子どもと家庭を包括的に支える体制の構築を一層進めていく必要があります。具体的には、里親を孤立させない支援体制の整備、ショートステイにおける施設型と里親型の双方の活用促進、子どもの居場所づくりの推進、そして早期から家庭や子どもに関わることによる虐待予防の強化が重要です。

今後も、子どもが安心して育つことのできる環境の実現に向け、取組を着実に推進してまいります。

児童相談所開設に至る背景

○ 尼崎市の児童虐待相談の推移



○ 虐待相談の自治体間比較 (R6)

自治体(自治体)	児童虐待相談件数	人口(1,000人)の児童虐待相談件数
兵庫県(尼崎市除く)	4,731件	1.53件
神戸市	3,090件	2.07件
明石市	740件	2.41件
尼崎市	1,024件	2.25件

※兵庫県は7つのこども家庭センター(尼崎・中央・西宮・川西・加東・姫路・豊岡)を所管

○ 尼崎市児童に係る一時保護の状況

令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
338件	241件	449件	410件

※1日あたりの一時保護児童数 22人 (R6)

(出典) ひよこの児童相談等

- 尼崎市では、児童虐待相談件数が増加しており、近年は年間1,000件を超える状況となっており、他自治体と比較においても、人口あたりの児童虐待相談件数が多い状況です。
- そのため、市町村機能である家庭児童相談と児童相談所を一体的に運営することで、児童虐待相談等により迅速かつ丁寧に対応することを目的として、中核市として児童相談所を設置することとしました。